

令和 7 年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託
公募型企画プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島県（以下「県」という。）が実施する令和 7 年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型企画プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

令和 7 年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託

3 業務概要

再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県では、現在、多くの風力発電所の建設が進みつつあり、今後県内において風力メンテナンスの需要が高まるものと見込まれている。

本業務では、風力メンテナンスマーケットの拡大を見据え、県内の風力メンテナンス産業への新規参入を目指す企業や社会人を対象に、新規参入の促進及び風力メンテナンス人材の育成・確保につなげることを目的として、風力発電業界や風力メンテナンスに関する理解啓発に向けた取組を実施するために必要な業務を行う。

4 業務仕様

別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

6 見積限度額

9, 0 6 0 千円（消費税及び地方消費税含む。）

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者ものをいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（5）県税を滞納している者でないこと。

（6）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（7）確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。

（8）その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

8 実施スケジュール

項 目	日 程
質問書の提出期限	令和7年5月30日(金)正午
質問書への回答期限	令和7年6月 2日(月)予定
参加申込書の提出期限	令和7年6月10日(火)17時
企画提案書の提出期限	令和7年6月16日(月)17時
審査会の実施	令和7年6月19日(木) ※開催時間等は別途通知
審査結果の通知	令和7年6月23日(月) (予定)
候補者打合せ	令和7年6月25日(水) (予定)
契約締結	令和7年7月上旬 (予定)

9 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、県次世代産業課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、県次世代産業課窓口又は郵送等での配付は行わない。

10 質問の受付等

質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期限

令和7年5月30日（金）正午まで

(2) 提出方法

「質問書（様式1）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(3) 回答方法

受け付けた質問は、令和7年6月2日（月）までに質問事項と回答を併せて県ホームページに掲載する。質問者情報は開示しないこととする。

なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

11 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月10日（火）17時

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参

※電子メールの場合は送付後、電話にて着信確認をすること。

(3) 提出書類（各1部）

① 参加申込書（様式2）

② 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2-1）

(4) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

12 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「11 参加申込書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出期限までに事務局へ提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月16日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参による提出の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時とする。

イ 郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度風力メンテナンス理解啓発事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式3）

※表紙を除き20ページ以内、A4判で両面印刷すること。

② 見積書（様式4）

③ 会社概要書（様式5）

④ 過去2年間の事業報告、及び決算資料

※法人設立後間もなく、該当書類がない場合はその旨を記載した任意様式を提出すること。

⑤ 県から受注した類似業務の実施実績（様式任意、該当者のみ）

※本業務に技術上類似する業務を実施した実績がある場合には、その実績（時期、業務名、業務内容、受注額等）を記載し、提出すること。

（4）提出部数等

ア 提出部数は5部（正本1部、副本4部）とする。提出された書類は返却しない。

イ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。

ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

13 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

（1）募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

（2）虚偽の内容が記載されている企画提案書

（3）審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

14 審査に関する事項

（1）審査方法

県が別に定める「令和7年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置し、別記の審査基準に基づく審査を行い、基準点以上の者から総合点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

（2）審査会

企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。なお、プレゼンテーションは審査会の会場にてリアルで行うこととし、オンラインでは行なわないこととする。

また、企画提案書が4者以上から提出された場合には、企画提案書をもとに書面審査（一次審査）を実施し、プレゼンテーション形式による審査会に参加する3者程度をあらかじめ選考することとする。

ア 開催日時及び会場（予定）

① 開催日時

令和7年6月19日（木） ※時間は別途通知

② 会場

商工総務課分室（西庁舎12階）

イ 所要時間

提案者からの説明時間は15分以内とし、15分程度の質疑応答を実施する。

ウ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの具体的な開始時間等の詳細については、提案書の提出期日後に通知する。
- ② 提案者が審査会場に入場できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をすることとし、新たな資料の配付は認めない。

15 審査結果の発表及び通知

(1) 期日

令和7年6月23日（月）予定

(2) 発表方法

申請者に対し書面で通知するとともに、県次世代産業課ホームページにおいて公表する。

(3) その他

審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

16 企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎12階）

電話番号 024-521-8286 FAX 024-521-7932

E-mail:saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

17 契約の締結等

(1) 契約締結の手続きについて

ア 本業務の業務仕様書は県と委託候補者との協議により確定する。

イ 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、業務委託仕様書に基づき委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

18 その他

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(別記)

**令和7年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託
審査委員会審査基準**

令和7年度福島県風力メンテナンス理解啓発事業業務委託審査委員会における審査は、以下の基準に基づき実施する。

1 審査項目

事業計画の審査に当たっては、以下の項目に着目して審査する。

審査項目		評価基準	配点
業務遂行能力	業務の実施計画	・スケジュールが明確か	10
	業務体制	・必要な人員の配置、役割等体制は十分か	10
	類似業務・風力発電業務の経験	・類似業務の実績、または風力発電事業の経験があるか	10
企画提案内容	業務の理解度	・風力メンテナンス事業の状況や人材育成策を理解しているか	20
	業務の企画内容（研修内容）	・目的、仕様に沿った適切な企画か ・具体的で実現性の高い提案内容か	20
	業務の企画内容（人材育成効果）	・風力メンテナンス人材の育成に効果的な成果を上げられる内容か	20
	事業費の妥当性	・事業を実施する上で効果的で適切な計上となっているか	10
合計			100

2 採択基準等

各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者(随意契約の予定者)とする。

なお、審査委員の採点数の合計が、満点(審査委員数×100点)の6割を超える事業者を「業務委託予定者」の目安とする。